

松本市部活動地域展開推進計画

～子どもの“やってみたい！”を多様な主体で応援する～



令和8年4月改訂

松本市・松本市教育委員会

はじめに

長年にわたって日本独自の教育システムとして発展してきた学校部活動（以下「部活動」という。）は、学校教育の一環として、生徒が比較的少ない費用負担で継続的・安定的に活動できる環境として機能してきました。部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて責任感や連帯感を養い、自主性の育成に寄与するものとして大きな教育的意義を有しています。しかし、急激な少子化が進展する中、これまでと同じ運営体制では活動の維持が難しく、また、教師の献身的な指導に起因する長時間労働は、学校の働き方改革の議論を生んでいます。

こうした背景から、令和４年１２月にスポーツ庁・文化庁が策定した『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』に基づき、令和５年度から令和７年度までの３年間を「改革推進期間」と位置付け、全国で休日の部活動の地域移行が進められてきました。

しかし、中学生世代の人口は想定を上回るスピードで減少を続けており、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子どもたちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念されています。これを受け、国は令和８年度から令和１３年度までの６年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等を全国的に完遂させる方針を示しました。

松本市においても、これまで「地域展開プロジェクトチーム」や「部活動地域展開検討協議会」での協議、モデル事業の実施等を通じて、専門的指導者の確保や効果的な展開方法の検討を重ねてきました。令和６年２月には最初の推進計画を策定しましたが、国の「改革実行期間」のスタートに合わせ、これまでの取組みで明らかになった課題や実践の成果を踏まえ、国の「改革実行期間」のスタートに合わせて、本計画を一部改訂することといたしました。

本計画では、競技志向のクラブからレクリエーション志向の活動、公民館等でのサークル活動に至るまで、多様な主体が参入しやすい環境を整えることで、子どもたちの「やってみたい！」という意欲を地域全体で支える体制の構築を目指します。なお、本計画は松本市立中学校を主な対象としていますが、学校法人、国立大学法人等が設置する中学校とも連携しながら、令和８年度からの「改革実行期間」において、持続可能なスポーツ・文化芸術環境の実現に向けた取組みを着実に推進していきます。

目 次

1 松本市の現状

- (1) 少子化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 教師の働き方と学校の改革・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) アンケート調査から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 基本目標と基本方針

- (1) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3 地域クラブの活動指針

- (1) 対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 地域クラブの運営団体・実施主体・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 指導者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) 活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (5) 活動場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (6) 大会・コンクール等への参加・運営・・・・・・・・・・・・ 14
- (7) 費用負担と軽減策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (8) 指導者報酬に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 15

4 展開スケジュール

- 展開スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

5 環境整備

- (1) 地域クラブ活動届出制度（まつチャレ）・・・・・・・・・・ 17
- (2) 移動手段の確保（自転車）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 放課後時間の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

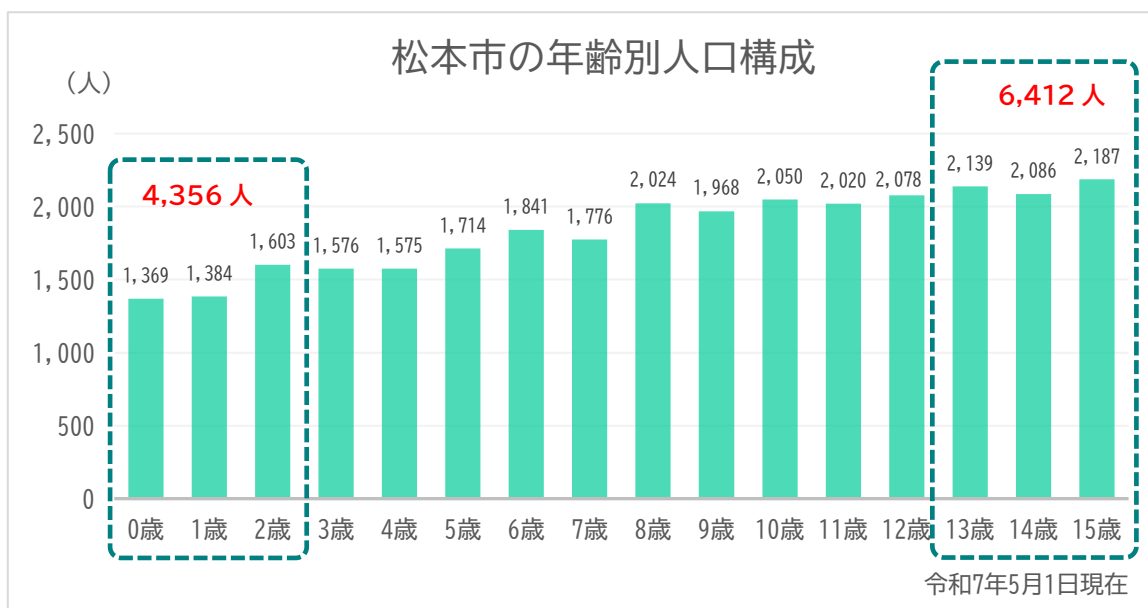
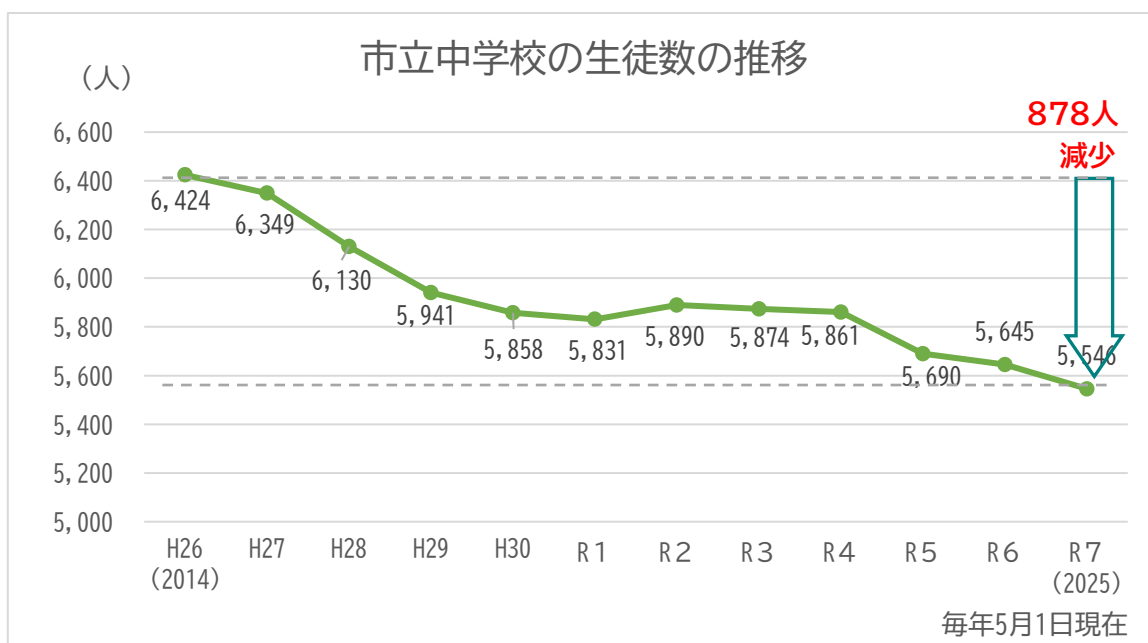
6 その他

- (1) 展開検討協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 推進計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

1 松本市の現状

(1) 少子化の進展

少子化の進展により、市立中学校の生徒数は大幅に減少しています。令和7年度は、平成26年度に比べ878人減少しました。また、最新の人口構成を見ると、13年後には13～15歳の市民が現在より2,000人減少するなど、今後は、これまで以上の速さで少子化が進むことが予測されます。

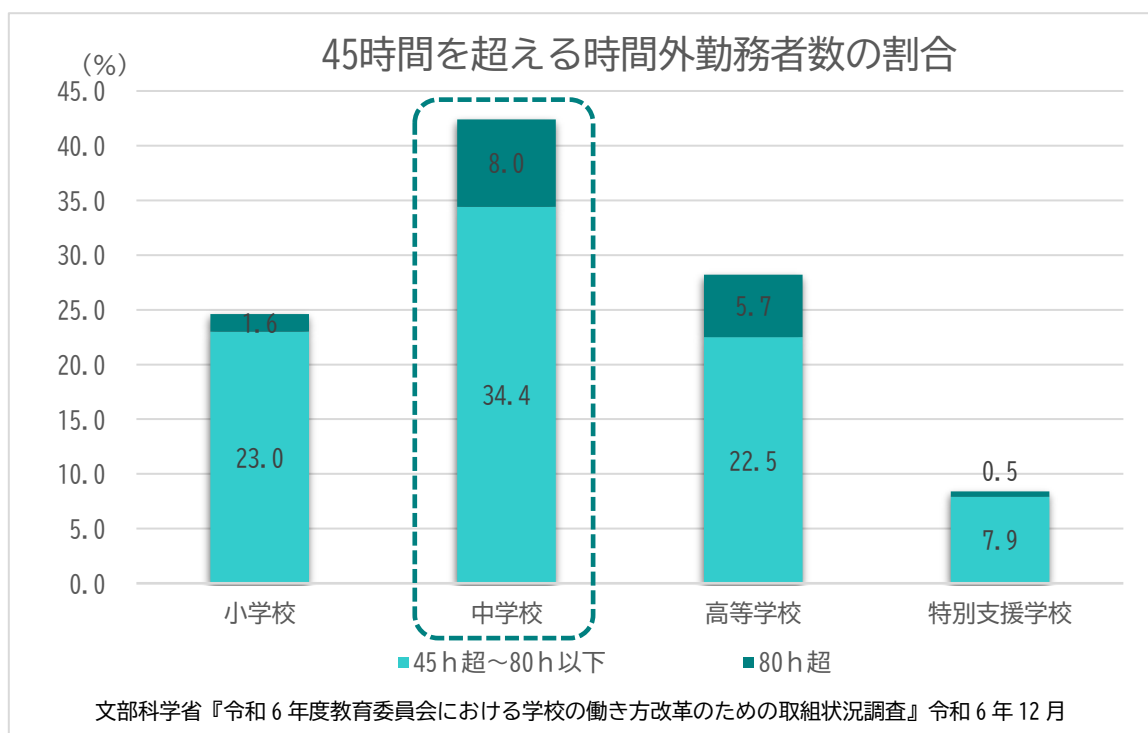


生徒数が減少している学校では、サッカーや野球など多人数を要する種目の活動が困難となっているほか、生徒数の減少に伴う教員数の減少により、部活動の顧問を配置できないケースも生じています。これにより、部活動数の減少や活動の停滞が見られます。こうした状況から、部活動においては「専門的な指導が受けられない」「希望する種目がない」など、生徒にとってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ場としての機能が低下しつつあります。

今後、更なる少子化の進展が見込まれる中、中学校の部活動を従来と同様の体制で維持していくことは困難です。また、単に部活動を地域に展開するだけでは、参加者や指導者の確保といった課題の解決には至りません。このため、部活動の枠にとらわれない、持続可能な新たな体制の構築が求められています。

(2) 教師の働き方と学校の改革

近年、教師の長時間労働が喫緊の課題として認識されており、働き方改革の推進が求められています。とりわけ部活動については「教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっている」（文部科学省『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革』令和2年9月）と指摘されています。



令和6年度の文部科学省の調査によると、中学校教員のうち、1か月の時間外勤務の上限とされる45時間を超える者は全体の42パーセントを超えており、小学校や高等学校と比較しても突出して多い状況にあります。この要因の一つとして、部活動指導の負担が挙げられます。

また、令和3年度の長野県教育委員会の調査では、担当する運動部活動の種目について経験のある教師は、全体の39パーセントにとどまり、61パーセントは未経験の種目を指導していることが明らかになっています。未経験種目の指導は、時間的・身体的負担に加え、精神的にも大きな負担となっていると考えられます。

松本市では、第3次松本市教育振興基本計画において、「子どもたちに効果的な教育活動を行うため、子どもと向き合う時間や教材研究の時間、さらには教職員自身がキャリアを展望する時間を確保し、教職員一人ひとりの人間性や創造性の向上を図る取組みを推進する」ことを明示しています。今後は、部活動の地域展開を進めることにより教師の負担軽減を図り、授業の充実や学校改革に一層注力できる環境の整備を進めます。

(3) アンケート調査から

● 概要

松本市教育委員会では、部活動の地域クラブ活動展開へのニーズを把握するため、令和6年9月にアンケート調査を実施しました。概要は以下のとおりです。

所属	対象者	回答者	回答率
小学5・6年生	3, 574 人	2, 280 人	63. 8 %
中学1・2年生	3, 467 人	1, 130 人	32. 6 %
小学5・6年生保護者	3, 574 人	1, 231 人	34. 4 %
中学1・2年生保護者	3, 467 人	1, 292 人	37. 3 %
中学校教職員	531 人	331 人	62. 3 %

アンケート調査結果

詳細版 https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/105710.pdf 	概要版 https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/105709.pdf 
---	---

● 回答結果

主な回答結果は次のとおりです。

小学5・6年生（回答率63.8%）

1 地域クラブ活動への参加希望

平日は74%が参加したいと回答したのに対し、休日については30%が参加を希望し、43%は条件が合えば参加したいと回答している。

2 やってみたい種目

バドミントン、吹奏楽、サッカーが上位を占める中、休日の活動ではeスポーツが4位に位置している。

3 地域クラブ活動に望むこと

「楽しむこと」「いじめなどがないこと」「自分なりのペースで進めていくことを尊重すること」を望む回答が50～70%となる一方で、「勝利を重視した指導」や「将来プロになること」を望む回答は20%程度となっている。

中学生（回答率32.6%）

1 部活動及び地域クラブ活動への所属状況

「学校部活動」のみに所属している生徒は58%で、「地域クラブ」のみに所属している生徒は12%となっている。

2 休日の地域クラブ活動への参加希望

「参加したい」又は「どちらかといえば参加したい」と回答した割合は56%となっている。

3 地域クラブ活動への加入に伴い心配なこと

「費用負担」「指導者の指導方法」「活動場所までの距離」が上位を占めている。

小学5・6年生保護者（回答率34.4%）、中学1・2年生保護者（回答率37.3%）

1 許容できる月謝額

中央値：5,000円（小学生保護者）、4,000円（中学生保護者）

平均値：5,210円（小学生保護者）、4,518円（中学生保護者）

2 地域クラブ活動への加入に伴い心配なこと

「活動場所までの距離」が80%で最も多く、次いで「費用負担」「希望するレベルのクラブが見つかるか」の順となっている。

3 地域クラブ活動に望むこと

「参加するかどうかを子どもが決められること」「専門の指導者に教えてもらえること」「子どもの技能に合わせて教えてもらえること」が上位を占めている。

中学校教職員（回答率62.3%）

1 部活動指導への負担感

「負担」又は「どちらかといえば負担」と回答した割合は合わせて77%となっている。また、平日と休日を比較すると、休日指導の方が負担を感じるという回答がわずかに多い。

2 地域クラブ活動での指導希望

平日指導について「希望しない」又は「どちらかといえば希望しない」と回答した割合は81%、休日についても77%となっている。また、平日指導の方が「希望しない」とする回答が多い。

● 考察

アンケート調査の結果からは、次のような傾向が読み取れました。

①指導者の質

「指導者の指導方法」への懸念が多く、「丁寧な指導」や「子どものペースに合わせた指導」が求められていることが分かります。

②主体的な選択

競技志向かレクリエーション志向かといった違いも踏まえ、複数の地域クラブの中から所属クラブを選択できること、また、活動のペースや参加の可否についても自ら決められるようにするなど、生徒の主体的な選択を可能にする体制が必要です。

③受益者負担

地域クラブ活動への参加に伴う費用については、多くの保護者が心配要素として挙げている一方で、一定の負担については理解を示していると考えられます。

④教師の負担軽減

部活動の指導に当たる教師の81%が平日指導を負担に感じており、地域展開を速やかに進めていく必要があります。また、指導を希望しない教師が地域クラブ活動に携わらないような体制整備も求められます。

松本市では、生徒・保護者・教師等の思いに寄り添いながら、生徒の多様な活動機会を提供できるよう、今後も検討を進めます。

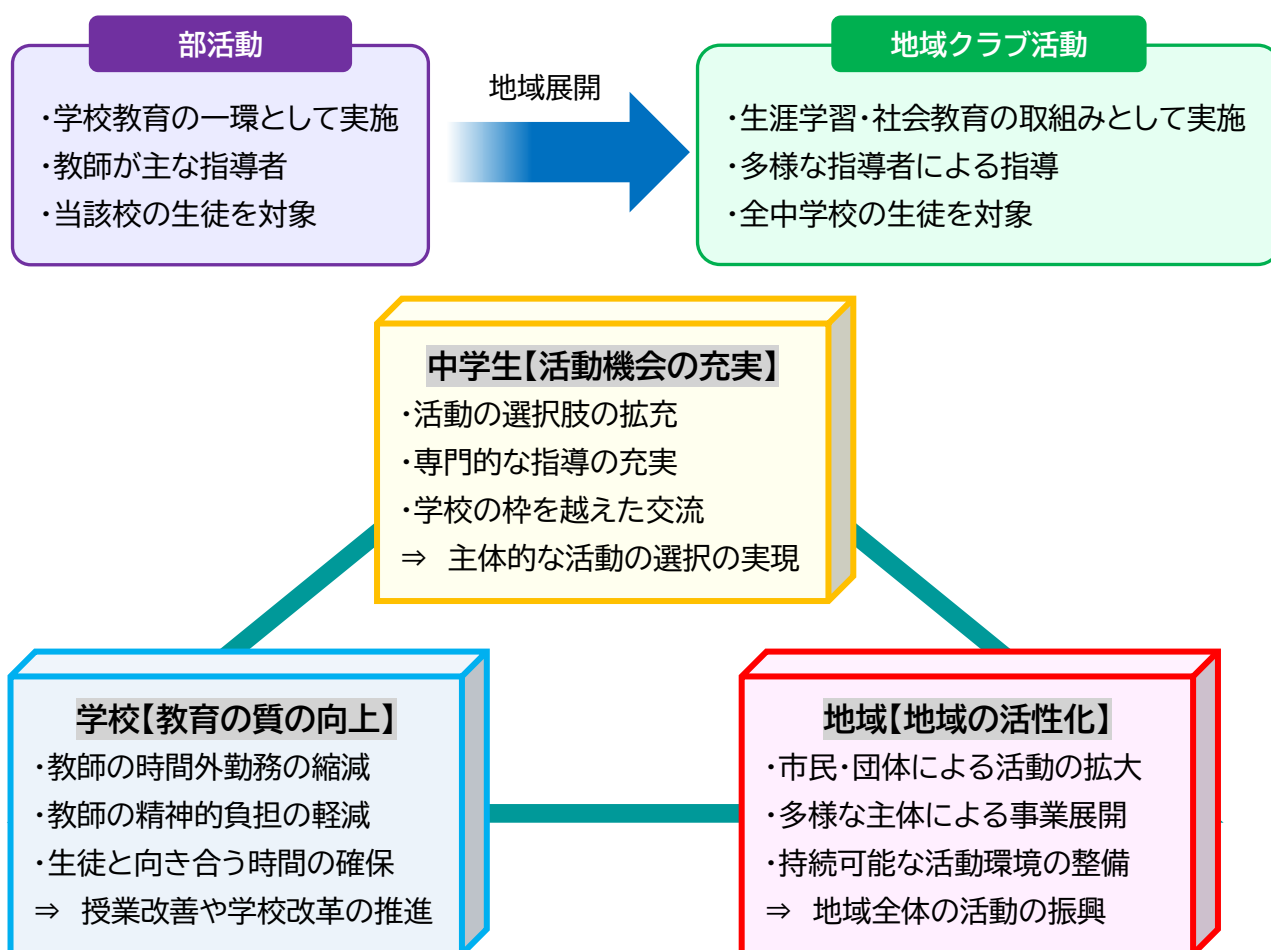
2 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

部活動はこれまで、生徒が学校という身近な場所でスポーツや文化芸術活動に親しみ、技能の向上や達成感、仲間との連帯感を育む日本独自の取組みとして定着してきました。

しかし、少子化による活動の停滞や、専門的な経験のない教師が指導を担う状況、教師の多忙化などにより、従来の仕組みは転換期を迎えています。松本市では、『松本市教育大綱』に掲げる「子どもを主人公とし、その学びを学校も含めた地域社会全体で支える」という理念の下、これまで学校を中心に行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域クラブ活動へと展開します。生徒が自分の興味や志向に応じて主体的に活動を選択できる環境を整えるとともに、子どもから大人まで多様な人々が参加・交流できる地域の活動基盤を育み、ウェルビーイングの向上や地域社会の活性化につなげます。

子どもの“やってみたい！”を多様な主体で応援する



(2) 基本方針

基本目標を実現するため、以下の方針により地域展開を推進します。

方針 1

生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備

- ・全ての生徒が主体的に活動を選択できる環境を整備します。
- ・全年代の市民のスポーツ・文化芸術活動を活性化します。
- ・部活動が担ってきた教育的意義を継承した活動を推進します。
- ・「三ガク（岳・楽・学）都」にふさわしい活動を推進します。

方針 2

あらゆる運営主体による多様な地域クラブ活動の展開

- ・民間事業者、企業、大学等の参入を促進し、多様な活動を展開します。
- ・既存クラブ、文化芸術団体等のノウハウを活用します。
- ・市民や団体が自主的に活動できる環境を整備します。
- ・教師等の兼職兼業による指導を支援します。

方針 3

適正な活動と持続可能な運営体制の構築

- ・指導者研修等により、安全で適正な指導の質を確保します。
- ・複数の指導者が関わる開かれた活動環境を整備します。
- ・受益者負担による自立的運営の仕組みを構築します。
- ・ボランティアを基本とせず有償による指導体制を確保します。
- ・公共施設利用料の減免など、活動環境の整備を進めます。

方針 4

平日を含めた地域展開の計画的な推進

- ・休日部活動に加え、平日の部活動についても地域クラブ活動への展開を進め、計画的に地域展開を推進します。
- ・展開方法等の検証を重ねながら、地域の実情に応じた地域展開を進めます。
- ・近隣市町村と連携するなど、広域的な視点を踏まえた展開を進めます。
- ・学校の働き方改革の推進に資するよう、平日を含めた地域展開を着実に進めます。

3 地域クラブの活動指針

(1) 対象者

全ての中学生¹を対象とし、通学する中学校に関わらず、自身の興味・関心に応じて地域クラブを選択し、参加することができます。複数の地域クラブ活動に参加することも可能であり、部活動と地域クラブ活動が併存する展開期間においては、両方に参加することも可能です。

地域クラブ活動への参加は、生徒の自由意思によるものであり、参加しなくても差し支えありません。また、生徒は、松本市内の活動に限らず、近隣市町村の地域クラブ活動に参加することも可能です。さらに、近隣市町村、私立等の中学校に通う生徒が、松本市の地域クラブ活動に参加することもできます。

(2) 地域クラブの運営団体・実施主体

● 運営団体の担い手

学校部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で支える仕組みへと転換するためには、多様な主体が地域クラブ活動の運営に参画することが重要です。

地域展開の受け皿となる地域クラブの運営団体や活動の実施主体について、国のガイドラインでは、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツクラブ、民間事業者、フィットネスジム、大学等のほか、地域学校協働本部、保護者会、同窓会等が担うことや、市町村が運営団体となることも想定されています。

松本市においては、スポーツ分野では、複数の総合型地域スポーツクラブや松本市を拠点とするプロスポーツクラブ、大学等、多様な団体が活動しています。また、文化芸術分野では、合唱や音楽等の文化団体のほか、公民館を拠点に活動する地域団体も数多く存在しています。こうした既存団体は、運営組織や活動のノウハウ、指導者を備えていることが多く、地域クラブの運営団体となった場合には、安定的な運営や適切な指導が期待できます。

一方で、市民団体や民間事業者などが、新たに地域クラブを創設し、活動を

¹ 主に公立中学校を対象とします。私立中学校については、学校の実情に応じた対応となります。

開始することも想定されます。こうした動きは、地域全体のスポーツ・文化芸術活動の裾野を広げ、その活性化や発展にも資するものと考えられます。

以上のことから、松本市では、多様な主体が地域クラブの運営団体となることを想定し、意欲ある団体のノウハウや創意工夫を最大限に活用しながら、多様な地域クラブ活動の展開を図ります。

● 地域クラブの役割

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、地域クラブには、持続可能な運営と安全で適正な指導が求められます。また、学校部活動が担ってきた、異年齢の集団の中で人間関係を築き、自己肯定感や責任感、連帯感を育むといった教育的意義を継承・発展させる活動が期待されます。

そのため、地域クラブは、国のガイドライン及び本計画を踏まえ、適切な運営体制の整備に努めるとともに、活動の目的や運営方法を明らかにした規約や運営方針を定めるものとします。また、年間活動計画、収支の概要、活動実績等について、参加者や地域に対して適切に公表するよう努めます。

特にスポーツ団体においては、法令等に基づく適正な事業運営や公正な会計処理などを確保するため『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した運営を行うことが求められます。

さらに、地域クラブの持続的・安定的な運営に向けて、運営を担う人材の確保・育成や、ICTを活用した連絡調整、出欠管理、会計処理等、運営業務の効率化に努めることが望まれます。また、活動の維持・運営に必要な参加費等の設定、協賛企業の獲得、寄附制度の活用等、多様な財源の確保についても検討することが期待されます。

● 地域クラブの活動の支援

松本市は、地域クラブ活動が持続的かつ安定的に実施されるよう、運営団体等に対する相談・助言体制を整備するとともに、会計・税務処理、労務管理、個人情報の取扱い、ガバナンスやマネジメント等に関する研修機会の確保など、運営面での支援に努めます。

また、地域クラブ活動が適正に実施されるよう、必要に応じて活動状況の把握を行い、助言等を行います。さらに、地域クラブの活動内容や参加方法などについて、学校や生徒・保護者に情報提供を行い、生徒が自身の興味・関心に

応じて活動を選択できる環境の整備を図ります。

(3) 指導者

● 指導者の確保

地域クラブ活動を円滑かつ持続的に実施するためには、専門性や資質・能力を有する指導者を、質・量の両面において確保することが重要です。特に、参加者が中学生であることを踏まえ、生徒の発達段階や安全面に配慮しながら、適切な指導を行うことができる人材の確保が求められます。

このため、地域クラブは、競技や文化芸術分野における専門的な知識や技能に加え、教育的配慮やコミュニケーション能力を備え、生徒や保護者から信頼される指導者の確保に努めるものとします。あわせて、指導者の適格性や指導体制の適切性の確保に留意し、安心して活動に参加できる環境づくりに努めることが重要です。

● 資格取得と研修

地域クラブは、所属する指導者に対し、公認スポーツ指導者資格等の取得を促進するとともに、指導者が継続的に学び、資質の向上を図ることができる環境の整備に努めるものとします。

また、クラブ内においては、指導技術の向上に加え、生徒の安全・健康面への配慮、発達段階に応じた指導方法、暴言・暴力や行き過ぎた指導、ハラスメント等の不適切行為の根絶に向けた研修を実施するものとします。あわせて、障がいの有無や個々の特性に応じた指導方法や女性の健康課題への理解など、多様な生徒に対応するための知識の習得に努めることが重要です。

指導者の適格性の確保に当たっては、関係法令を踏まえるとともに、日本版DBS制度²の趣旨を踏まえ、指導者の採用時等における面談時の聞き取りや誓約書の提出、過去の指導歴等の確認を行うなど、子どもに対する不適切な行為の未然防止に資する取組みを進めるとともに、必要に応じて適切な確認や体制整備を行うなど、子どもが安全・安心に活動できる環境の整備に努めるものとします。さらに、経験豊富な指導者と連携した指導（OJT）の実施、デジタル技術を活用した遠隔指導、動画による学習等、指導者が実践的に学び続ける

² イギリスのDBS（Disclosure and Barring Service）を参考に、子どもに関わる職種に就く者の性犯罪歴の有無を確認する仕組みとして、日本において導入が予定されている制度

ことのできる取組みを推進します。

地域クラブ活動と学校部活動との連携の観点から、活動方針や指導内容に関する情報共有を図るとともに、必要に応じて合同研修等を実施し、平日と休日の一貫した指導につなげていくことが望まれます。

なお、松本市では、部活動が担ってきた教育的意義に関する研修の実施や指導者資格の取得に係る費用の補助など、地域クラブ指導者の資質向上に向けた支援について継続して実施します。

● 教師等の兼職兼業

地域クラブ活動における指導を希望する教師等については、本人の意思を尊重した上で、教育委員会へ申請し、兼職兼業が認められた場合に限り、報酬を受けて指導に従事することができます。

兼職兼業により地域クラブ活動に従事する場合は、当該教師等は地域クラブの運営団体と雇用契約又は業務委託契約を締結することとなり、指導に伴う業務上の責任や活動中の事故等への対応については、原則として当該運営団体又は当事者の責任において行われるものとします。

また、教師等が自ら地域クラブの運営団体を設立し、活動を行う場合においても、同様に兼職兼業の手続きが必要となります。

国のガイドラインにおいても、地域クラブ活動の指導者確保の観点から、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することが重要とされており、松本市においても、適切な制度運用の下で、その活用を図っていきます。

(4) 活動内容

● 種目・分野など

現に部活動で実施されている種目や実施方法に限らず、多様な種目・分野の活動を実施することができます。競技・大会志向で特定の種目・分野に継続的に専念する活動だけでなく、例えば、長期休暇中に開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制で複数の種目・分野を経験できる活動等、幅広い形態が想定されます。

また、障がいの有無に関わらず、全ての生徒が自らの希望に応じて主体的に活動を選択できる環境の整備が重要であり、誰もが一緒に参加できるインクルーシブな活動の推進が求められます。具体的には、スケートボード、スポーツ

クライミング等のアーバンスポーツ、メディア芸術、アート活動等に加え、障がいのある生徒も含めて参加できるよう、活動内容や指導方法の工夫を図ることが必要です。

「三ガク（岳・楽・学）都」をうたう松本市においては、例えば、山岳エリアでのスキーや登山のほか、生物多様性を学ぶ動植物研究、松本城、旧開智学校等の歴史建造物をテーマにした建築研究、公民館活動と連携した世代間交流活動、吹奏楽や合唱をはじめとする音楽活動等、市民や地域団体の特性を生かした特色ある活動が想定されます。

なお、活動の実施に当たっては、生徒の自主的・自発的な参加を尊重するとともに、他世代の活動への参加や地域住民との交流を通じた学びの機会の創出も期待されます。

● 休養日など

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活が送れるよう、国のガイドラインに準じた次の基準を遵守して活動を実施します。

休養日	学校の学期中	・ 週当たり2日以上 ・ 平日は少なくとも1日 ・ 週末は少なくとも1日以上 ※ ただし、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うことも可能（週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まることとする。） ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を別の日に振替
	学校の長期休業中	・ 学校の学期中と同様 ・ 生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休業期間（オフシーズン）を設ける。
活動時間	平日	・ 長くとも2時間程度
	学校休業日（週末を含む。）	・ 長くとも3時間程度

※ 活動時間には、会場への移動・準備・片付け等は含みません。

● 管理責任

地域クラブ活動は、学校の管理運営下で行われる活動ではなく、各地域クラブの責任において実施されるものです。このため、活動中に生徒間のトラブル、事故、不適切な指導行為等が発生した場合の対応については、あらかじめ責任の所在を明確にした上で、地域クラブの管理責任において適切に対応する必要があります。

また、事故や不適切行為が発生した際には、保護者や在籍する学校とも連携しながら、迅速かつ丁寧な事後対応を行うとともに、事案の分析を通じた再発防止策の検討・徹底を図ることが重要です。

安全・安心な活動環境の確保に向けては、認定制度、指導者登録制度等を通じて一定の基準を満たす体制を整備するとともに、国や地方公共団体が示す指導の手引き等を踏まえた適切な運営が求められます。

さらに、指導者による暴力・ハラスメント等に関する相談に適切に対応できるよう、地域クラブにおいて相談窓口を設置するほか、統括団体や地方公共団体が設ける相談窓口と連携し、公平・公正な対応を行う体制を構築することが必要です。

加えて、万一の事故やけがに備え、生徒及び指導者に対して、傷害保険、個人賠償責任保険等への加入を徹底するなど、リスク管理の観点から必要な措置を講じることが求められます。

(5) 活動場所

地域クラブ活動の活動場所については、市内の市立中学校施設をはじめ、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、民間事業者等が所有する施設など、多様な施設の活用を想定します。生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、これらの活動場所を計画的かつ安定的に確保していくことが重要です。

特に、学校施設については、生徒の移動の利便性や用具保管の観点から有効であることから、学校教育に支障のない範囲で開放し、地域クラブ活動における活用を推進します。利用に当たっては、学校体育施設開放事業に基づき、「登録団体」及び「一般使用」等の区分に応じて、事前登録の上、予約システムにより使用するものとします。

また、部活動で使用しなくなった時間帯については、新たに開放し、主な活動主体が中学生である団体が優先的に利用できるよう配慮します。これらの利用調

整については、各学校に設置される学校開放運営委員会（調整会議）において行います。

なお、既存の開放時間帯における利用については、他の登録団体と同様の条件の下で公平に調整することを基本とします。

施設使用料については、地域クラブ活動の促進及び保護者負担の軽減の観点から、学校体育施設を定期的に利用する登録団体に対し減免措置を講じるとともに、スポーツ施設及び文化施設を利用する中学生を対象とした団体に対しても負担軽減（例：利用料金の軽減措置）を図ります。利用に当たっては、各施設における利用団体登録等の所定の手続を行う必要があります。

さらに、音楽室等の校舎内施設については、管理体制や安全確保の状況を踏まえつつ、段階的な開放を検討します。特に、吹奏楽部を基盤とした地域クラブ活動については、当面の間、学校の関与の下で施設及び備品の活用を認めるなど、円滑な移行に配慮します。

このほか、活動内容や地域の実情に応じて、ICTを活用した遠隔指導など、特定の会場に依存しない活動形態の導入についても検討します。

(6) 大会・コンクール等への参加・運営

中学校体育連盟（以下「中体連」という。）主催の大会への参加については、各大会要領等に基づき適切に判断するものとします。また、部活動と地域クラブ活動の双方に参加が認められている場合において、両方に所属する生徒がいずれの団体として大会等に参加するかについては、生徒本人の主体的な意思を尊重し、適切に選択できるよう配慮するものとします。

これまで、中体連が主催する大会をはじめ、競技団体等が主催する大会、コンクール等については、主に部活動顧問である教師が運営を担ってきましたが、今後は、地域クラブ活動の指導者や運営団体が大会運営に主体的に関わる体制へと移行を図るとともに、参加する生徒自身が運営補助等に関わるなど、主体的に大会運営に参画する機会の創出に努めます。

(7) 費用負担と軽減策

地域クラブ活動は、参加者からの会費等を基本として自立的な運営を行い、将来にわたり持続可能な活動の実施を目指すものとします。費用については、参加者による負担を原則としつつ、誰もが参加しやすい水準となるよう配慮するものと

します。

参加費の設定に当たっては、活動頻度、実施体制、競技・文化活動の特性等を踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に設定するものとします。なお、国の示す目安として、休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合には、月額1,000円から3,000円程度までが一つの参考とされているものの、これに限らず、月額数百円程度から4,000円程度まで、多様な設定があり得ることに留意するものとします。

また、経済的理由により生徒が活動への参加を断念することがないように、就学援助対象世帯等への参加費の支援を継続して行います。

活動場所については、通学する学校以外の施設を使用する場合が想定されることから、保護者による送迎が必要となる場合があります。このため、送迎に係る負担の軽減を図る観点から、送迎距離が過度に遠距離にならないよう、身近な場所での地域クラブ活動の創設を促進するものとします。

さらに、地域展開の期間においては、地域クラブの創設を促進するとともに、活動開始時に必要となる備品整備等の初期費用に係る参加者負担の軽減を図るため、創設に係る費用への支援を行うものとします。

(8) 指導者報酬に関する基本的な考え方

地域クラブ活動における指導者の報酬については、各クラブの運営形態、活動内容、財政状況等が多様であることから、一律の基準額は設けず、各団体の主体的な判断を尊重するものとします。

一方で、持続可能な活動体制の構築及び指導者の確保・質の向上の観点から、指導に見合った適切な対価を設定することを基本とします。

指導者の報酬については、活動内容、責任の程度等に応じて、おおむね以下を目安とします。

- ・基礎的指導・見守り層：長野県の最低賃金（時給1,061円）相当を目安

- ・専門的指導・責任者層：1,200円～1,600円程度を目安

（部活動指導員の報酬水準 時給1,555円〔令和8年度時点〕）

また、現在の運営実態を踏まえ、報酬の設定については急激な変更を求めるのではなく、各クラブの状況に応じて段階的に見直しを図ることとします。

4 展開スケジュール

国のガイドラインでは、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と位置付け、休日の部活動については当該期間内に原則全ての学校部活動について地域展開の実現を目指すこととされています。また、平日の部活動については、課題の検証を行いながら、地域の実情に応じて段階的に取組みを進めることとされています。

これに対し松本市では、これまでの実証事業、展開検討協議会での議論、関係者からの意見等を踏まえ、安定的なスポーツ・文化芸術活動の環境整備と学校における働き方改革を一体的に推進する観点から、国の改革実行期間に先行して取組みを進めるものとします。令和5年度のモデル事業では、部活動と地域クラブが併存することによる運営上の課題や、移行期間の長期化に対する懸念が示されており、早期の方向性の明確化が求められています。

このため、本市では、令和7年度までに休日の部活動の地域展開を実現しました。令和8年度は、年度末までに平日の部活動の地域展開を目指して取組みを推進します。なお、展開時期は一律とせず、種目や地域の実情に応じて弾力的に進めるとともに、中山間地域等の状況にも配慮し、実効性のある取組みを進めます。

令和5年度 制度設計期	・モデルケース実施（指導者謝礼補助・指導者資格取得補助） ・地域クラブの運営団体・実施主体及び支援策を検討 ・施設利用（学校・公民館・スポーツ・文化）の使用料・予約のルールを整備 ・地域移行推進計画を策定・公表
令和6年度 展開準備期	・地域クラブの活動開始 ・地域クラブの拡充（説明会開催、市ホームページ掲載） ・各種支援策の実施、指導者研修会の実施 ・地域・種目による地域クラブの設置状況の調整
令和7年度 休日展開期	・地域クラブの活動の充実、拡充（ポータルサイト掲載、検索機能の実装） ・各種支援策の実施、指導者研修会の実施、地域クラブ体験会の実施 ・令和8年3月までに、全ての休日部活動が活動終了 ・休日展開の検証により、平日展開の進め方を再度検討
令和8年度 平日展開期	・エリア間における地域クラブの格差の解消を図るため、現場支援を実施 ・ポータルサイト再構築、各学校で地域クラブ相談会を実施 ・令和9年3月までに、全ての平日部活動が活動終了 ※ 地域クラブの大会参加が認められた種目等から、段階的に平日展開
令和9年度 定着推進期	・運営体制（人材・財源・ガバナンス）の安定化 ・参加機会の均等確保（地域クラブ体験会・相談会の実施） ・運営ノウハウの享受、地域クラブ育成支援講座の開催 ・民間企業、大学等との連携強化
令和10年度 質的充実期	・活動の質の向上（指導力向上、プログラムの多様化） ・生徒の主体的参加や選択の幅の拡充 ・大会、発表機会の充実 ・成果検証・評価を踏まえた制度改善

5 環境整備

(1) 地域クラブ活動届出制度（まつチャレ）

松本市では、地域クラブ活動の情報を生徒や保護者に分かりやすく提供するとともに、地域における多様な活動の立ち上げを促進するため、地域クラブ活動の届出制度を実施しています。

国や県のガイドラインの趣旨を踏まえた活動を行う団体を「まつもと子どもチャレンジクラブ」（通称：まつチャレ）と称し、地域クラブの自己申告に基づく届出を受け付けています。届出に当たっては、運営方針、年間活動計画、規約等の基本的な書類の提出を求め、市において内容を確認した上で、「まつチャレ」一覧として公表しています。

これにより、生徒や保護者が活動内容、実施団体等を確認した上で、自身の興味・関心に応じて地域クラブを選択できる環境を整えています。

また、一覧に掲載された団体の活動状況については、市が必要に応じて情報を把握し、国のガイドラインや本計画を踏まえた適切な活動が行われるよう助言等を行います。

「まつチャレ」は、活動団体の自主性や創意工夫を尊重しながら、地域クラブ活動の立ち上げや参入のハードルを低く保つことを目的とした制度であり、多様な主体による地域クラブ活動の広がりを支える仕組みとして位置付けています。

なお、国からは、地域クラブ活動の質や安全性を確保する観点から、認定地域クラブ制度の導入が示されています。松本市では、地域クラブ活動が広がりつつある現状を鑑み、当面は「まつチャレ」による届出制度を基本としながらも、国の制度等を踏まえた柔軟な対応を検討していきます。

(2) 移動手段の確保（自転車）

これまで、学校外のクラブ活動への参加方法は、一旦自宅に戻ってから自転車で移動するか、保護者の送迎による移動が中心でした。しかし、部活動の地域展開に伴い、移動手段や送迎の負担に関する懸念の声が寄せられています。

一部の自治体では、地域展開に伴い送迎用のバスやタクシーの運行を実施した例がありますが、本市では、活動場所が広域で活動時間も多様であることから、現時点で公的な送迎支援等は困難と考え、自転車の利用を推進するものです。

なお、自転車通学の要件は学校ごとに異なるため、安全確保や責任分担の課題

があることから、一定の条件を設けて運用を開始します。

<利用条件>

- ア 自転車の利用については、必ず学校の許可を受け、学校発行の申請受理番号シールを車体の見やすい位置に貼り付けすること。
- イ 整備済みで防犯登録された自転車を使用し、交通ルール・マナーを遵守すること。
- ウ 運転時は必ずヘルメットを着用し、自転車安全保険に加入していること。
- エ 急坂や人通りの多い場所では自転車を押して歩くこと。
- オ 駐輪は学校指定の駐輪場を使用し、必ず施錠すること。
- カ 自転車・ヘルメット・鍵等の管理は個人の責任とすること。
- キ 利用は、下校後に直接学校外の活動場所へ移動する必要がある場合で、通常の下校方法では活動開始時刻に間に合わない場合に限るものとする。

(3) 放課後時間の活用

令和7年9月に、美術部員を対象に行ったアンケート調査では、生徒たちが美術活動を通じて「自分の居場所」や「自由を創作できる時間」を大切にしていることが明らかとなりました。こうしたニーズを尊重し、部活動の地域展開に伴い失われがちな放課後の居場所や活動機会を補完する観点から、子どもたちが主体的に時間の使い方を選択できる環境づくりに向け、以下の取組みを検討します。

ア 放課後時間の活用

放課後の時間に、子どもたちが安心して創作活動や自主的な活動をするところができる環境の確保について、各学校の実情に応じて検討します。特に、学習やクラブ活動との両立が図られるよう、柔軟な時間設定を考えます。

イ 地域資源の活用

美術館、文化施設、地域で活動するアーティスト等との連携も視野に入れ、子どもたちが多様な表現活動や本物の文化芸術に触れる機会の充実を図ります。また、地域人材の協力を得ながら、学校内外において創作活動を支える体制づくりを進め、継続的かつ発展的な学びの機会の確保に努めます。

6 その他

(1) 展開検討協議会

松本市では、令和5年度から、地域展開を円滑に進めるために課題を検討し市の基本的な方針を協議することを目的に、有識者、地域スポーツ・文化芸術団体、学校及び保護者で構成する展開検討協議会（名称：松本市学校部活動の地域展開検討協議会）を設置しています。これまでに12回の協議会を開催し、今後も、地域展開が完了するまでの間、定期的に協議を重ねます。

<委員名簿>

※令和8年2月4日現在

区分	氏名	所属等
有識者	高山 智史	長野大学社会福祉学部 准教授
	本間 崇教	松本大学人間健康学部 専任講師
学校関係者	中川 満英	松本市校長会代表（梓川中学校長）
	丸山 剛生	松本市校長会代表（信明中学校長）
	大久保 秀樹	松本市PTA連合会
	池田 紫乃	
スポーツ・文化関係者	横内 俊哉	松本市スポーツ協会事務局長
	柄澤 深	株式会社松本山雅
	青山 織人	一般財団法人松本市芸術文化振興財団理事長
教育委員会が必要と認める者	小嶋 和好	松本市公民館長会（鎌田地区公民館長）

※ これまでの協議会の内容については、松本市ホームページに掲載しています。

(2) 推進計画の見直し

この計画は、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」並びに令和7年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて

～」を踏まえ、展開検討協議会における検討を重ね、松本市の実情に即した展開プランとして策定したものです。

今後、国や長野県の指針・方針の改定や、本計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとしします。

(3) 事務局

松本市及び松本市教育委員会の担当部署は以下のとおりです。なお、取組み全般に関するお問い合わせは、教育政策課までご連絡ください。

部局	課	役割
教育委員会	教育政策課 (TEL0263-33-3980)	・ 地域展開の計画 ・ 支援策の検討
	学校教育課 (TEL0263-33-9847)	・ 学校施設の利用 ・ 学校備品の取扱い
	学校支援室 (TEL0263-33-4397)	・ 学校との連携 ・ 指導者の研修
	生涯学習課 (TEL0263-32-1132)	・ 地域団体やサークル活動 ・ 公民館施設の利用
文化観光部	文化振興課 (TEL0263-34-3293)	・ 文化芸術の地域クラブ ・ 文化芸術の指導者 ・ 文化施設の利用
スポーツ部	スポーツ事業推進課 (TEL0263-45-9511)	・ スポーツの地域クラブ ・ スポーツの指導者
	スポーツ施設整備課 (TEL0263-34-1700)	・ スポーツ施設の利用

(4) その他

これまでの取組み等を松本市ホームページに掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください。

部活動の地域展開サイト

[https://www.city.matsumoto.
nagano.jp/site/chiikiikou/](https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/chiikiikou/)





松本市部活動地域展開推進計画

令和6年2月策定

令和8年4月改訂

松本市・松本市教育委員会
